



### 3 障害者福祉

障害者の自立および社会参加の支援等のため、さまざまな施策が講ぜられています。

かくしゅてちょう

#### 3-1 各種手帳について

からだの不自由な人は、身体障害者手帳をもらいましょう。

知的な発達の遅れがある人は療育手帳をもらいましょう。

精神疾患を持ち、日常や社会生活に制約がある人は、精神障害者保健福祉手帳をもらいましょう。

この手帳を持っていることによって、各種制度が利用できるほか、税金の控除や交通料金の割引などがあります。

しょうがいしゃ ぎょうせい

#### 3-2 障害者への行政サービス

サービスの種類	内容
医療費の援助	治療費の一部を援助(障害の程度や治療内容による)
用具の交付と修理	車椅子、義足、補聴器、盲人用安全つえなどの交付、修理、貸出(障害の程度や生活状況による)
手当の支給	福祉施設に入っていない重度の障害者に、手当を支給(障害の内容や程度による)

ふくし しせつ

#### 3-3 福祉施設

障害者の訓練や支援のための施設があります。